

石川県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新 (赤字下線部は改正分)	旧
石川県感染症発生動向調査事業実施要綱	石川県感染症発生動向調査事業実施要綱
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>○五類感染症 (全数)</p> <p>(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)、(68)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(78)先天性風しん症候群、<u>(79)多剤耐性緑膿菌感染症、(80)梅毒、(81)播種性クリプトコックス症、(82)破傷風、(83)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(84)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(85)百日咳、(86)風しん、(87)麻しん、(88)薬剤耐性アシネトバクター感染症</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>○五類感染症 (全数)</p> <p>(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。)(68)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(78)先天性風しん症候群、<u>(79)梅毒、(80)播種性クリプトコックス症、(81)破傷風、(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84)百日咳、(85)風しん、(86)麻しん、(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症</u></p> <p>(略)</p>

2 定点把握の対象

○五類感染症（定点）

(89) R S ウイルス感染症、(90) 咽頭結膜熱、(91) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(92) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(93) 感染性胃腸炎、(94) 急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、(95) 急性出血性結膜炎、(96) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(97) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(98) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(99) 水痘、(100) 性器クラミジア感染症、(101) 性器ヘルペスウイルス感染症、(102) 尖圭コンジローマ、(103) 手足口病、(104) 伝染性紅斑、(105) 突発性発しん、(106) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(107) ヘルパンギーナ、(108) マイコプラズマ肺炎、(109) 無菌性髄膜炎、(110) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(削除)、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症

(略)

3 (略)

2 定点把握の対象

○五類感染症（定点）

(88) R S ウイルス感染症、(89) 咽頭結膜熱、(90) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(91) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92) 感染性胃腸炎、(93) 急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、(94) 急性出血性結膜炎、(95) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(96) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(97) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(98) 水痘、(99) 性器クラミジア感染症、(100) 性器ヘルペスウイルス感染症、(101) 尖圭コンジローマ、(102) 手足口病、(103) 伝染性紅斑、(104) 突発性発しん、(105) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106) ヘルパンギーナ、(107) マイコプラズマ肺炎、(108) 無菌性髄膜炎、(109) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110) 薬剤耐性緑膿菌感染症、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症

(略)

3 (略)

第3 実施主体
(略)

第4 実施体制の整備
(略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(86)及び(87))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症
(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(86)及び(87))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき直ちに管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別記様式1～5（以下「様式1」という。）を用いる。

イ～キ (略)

第3 実施主体
(略)

第4 実施体制の整備
(略)

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症
(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき直ちに管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別記様式1～5（以下「様式1」という。）を用いる。

イ～キ (略)

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(86)及び(87)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(86)及び(87)を除く。）の患者を届出基準等通知に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式1を用いる。

イ～カ （略）

3 定点把握対象の五類感染症

(1) （略）

(2) 定点の選定

ア 患者定点

(略)

① 対象感染症のうち、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関を小児科定点とする。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

② 第2の(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者を届出基準等通知に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式1を用いる。

イ～カ （略）

3 定点把握対象の五類感染症

(1) （略）

(2) 定点の選定

ア 患者定点

(略)

① 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関を小児科定点とする。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

② 第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科

定点とし、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(91)及び(98)の入院患者に限定されることに留意する。

③ 第2の(95)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関を眼科定点とする。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

④ 第2の(100)から(102)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関を性感染症定点とする。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

⑤ 第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)、(97)、(106)及び(108)から(110)までに掲げるものについては、対象者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を基幹定点とする。

定点とし、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(90)及び(97)の入院患者に限定されることに留意する。

③ 第2の(94)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関を眼科定点とする。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

④ 第2の(99)から(101)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関を性感染症定点とする。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

(表略)

⑤ 第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)及び(107)から(110)までに掲げるものについては、対象者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を基幹定点とする。

イ 病原体定点

(略)

- ① アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及び(112)を対象感染症とする。
- ② アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(96)、(98)、(107)及び(108)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないように選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ③ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(95)及び(111)を対象感染症とする。
- ④ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(93)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(97)及び(109)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、削除(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(106) 削除 及び(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、同 ④及び⑤(第2の(106) 削除 及び(110)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(85)、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、

イ 病原体定点

(略)

- ① アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とする。
- ② アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないように選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ③ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)及び(111)を対象感染症とする。
- ④ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、前記(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報を除く。)の医療機関に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、同 ④及び⑤(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報のみ)の医療機関については、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、

(96)、(98)、(107)及び(108)については、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とする。

その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ウ 病原体情報のうち、(2)のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(98)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

① (略)

② 削除 (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を届出る。なお、削除 (2)のアの②により選定された患者定点は、(89)、(90)、(91)、(92)、(94)、(98)及び(107)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(91)及び(98)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式2を用いる。

③ (略)

イ 病原体定点

①～② (略)

③ (2)のイの①により選定された病原体定点においては、第2の(89)、(90)、(92)、(93)、(99)、(103)から(105)まで、(107)及

(95)、(97)、(106)及び(107)については、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とする。

その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ウ 病原体情報のうち、(2)のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(97)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

① (略)

② 前記 (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を届出る。なお、前記 (2)のアの②の医療機関について、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)及び(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式2を用いる。

③ (略)

イ 病原体定点

①～② (略)

③ (2)のイの①により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)

び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

- ④ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、**調査単位ごとに**、原則、営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に**(削除)**送付する。なお、第2の(98)のゲノム解析で用いる検体は石川県保健環境センターで選定するため、(2)のイの②により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。

ウ～エ (略)

オ 石川県保健環境センター等

①～③ (略)

- ④ 第2の(98)については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、**調査単位ごとに**、石川県保健環境センターにおいて40件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。結果については、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS(Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data)にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。

カ～キ (略)

4～5 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。

及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

- ④ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、原則、営業日のうち週ははじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に**採取し、調査単位ごとに**、送付する。なお、第2の(97)のゲノム解析で用いる検体は石川県保健環境センターで選定するため、(2)のイの②の**医療機関**で区別し送付する必要は無い。

ウ～エ (略)

オ 石川県保健環境センター等

①～③ (略)

- ④ 第2の(97)については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、石川県保健環境センターにおいて**調査単位ごとに**、40件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。結果については、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS(Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data)にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。

カ～キ (略)

4～5 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。

3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(中略)

33 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。

34 この要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。

35 この要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。

36 この要綱の一部改正は、令和8年4月6日から施行する。

3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(中略)

33 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。

34 この要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。

35 この要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。